

第40号議案

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正手続について

上記の議案を提出します。

令和4年（2022年）8月19日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

地方公務員法の改正による定年前再任用短時間勤務制の導入等に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年中野区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第4条第1項ただし書、第5条第1項ただし書及び第2項、第6条第2項並びに第15条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、この条例による改正後の中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第3条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。